

周南水处理株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1：全社員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 30 年 3 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 平成 30 年 5 月～ 年次有給休暇の夏期（6 月～9 月）取得計画を策定する
（夏期 5 日の徹底）
- 平成 30 年 10 月～ 年次有給休暇の夏期 5 日取得できなかった社員の年次有給休暇
取得状況の確認と本人への説明の実施

目標 2：平成 31 年 12 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ 社員へのアンケート調査
- 平成 30 年 6 月～ 管理職による問題点の検討
- 平成 30 年 10 月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修及び社内会議で社員への周知

目標 3：平成 31 年 4 月までに、営業職のフレックスタイム制を導入する。

<対策>

- 平成 29 年 12 月～ フレックスタイム制についての内容確認
- 平成 30 年 4 月～ 社員へのアンケート調査
- 平成 30 年 6 月～ 管理職による問題点の検討
- 平成 30 年 9 月～ 取締役会での説明と検討
- 平成 31 年 3 月 取締役会での就業規則変更の承認・社員への説明
- 平成 31 年 4 月～ 営業職のフレックスタイム制の実施